

## 吹田市危険ブロック塀等撤去等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震の際に倒壊するおそれのある危険なブロック塀等の撤去をする者に対し、予算の範囲内において、危険ブロック塀等撤去等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、次条第2項に規定する危険ブロック塀等の所有者（国、地方公共団体及びこれに準ずる法人を除く。）とする。

(補助対象行為)

第3条 補助の対象となる行為は、市内の危険ブロック塀等の撤去とする。

2 前項の危険ブロック塀等は、ブロック塀、石塀、土塀その他の塀の道路等（道路、公園等の公共の用に供する土地をいう。以下同じ。）に面する部分であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地震の際に倒壊するおそれがあると市長が認めるもの
- (2) 延長が1メートル以上であり、かつ、道路等の面からの高さが60センチメートルを超えるもの

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる行為は、補助の対象としない。

- (1) 吹田市生垣等緑化推進助成要綱（昭和60年吹田市告示第56号）の規定による撤去費用に係る助成金の交付の対象となったブロック塀等が設けられていた土地の他の危険ブロック塀等の撤去
- (2) 補助金の交付の対象となった危険ブロック塀等が設けられていた土地の他の危険ブロック塀等の撤去
- (3) 整地、建物の解体等に伴う危険ブロック塀等の撤去

4 危険ブロック塀等の撤去（前項各号に掲げるものを除く。）に伴い、これに代わるものとして市長が適当と認めるフェンス等（以下「代替フェンス等」という。）を設置するときは、危険ブロック塀等の撤去に加え、代替フェンス等の設置を補助の対象とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、第1号に掲げる額とする。ただし、代替フェンス等を設置する場合の補助金の額は、同号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 危険ブロック塀等の撤去に要する費用（以下「撤去費」という。）の額に5分の4を乗じて得た額又は危険ブロック塀等の延長に1メートルにつき15,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額（その額が150,000円を超えるときは、150,000円）
- (2) 代替フェンス等の設置に要する費用（以下「設置費」という。）の額に2分の1を乗じて得た額又は代替フェンス等の延長に1メートルにつき25,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額（その額が250,000円を超えるときは、250,000円）

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(事前協議)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、危険ブロック塀等の撤去等（危険ブロック塀等の撤去及び代替フェンス等の設置をいう。以下同じ。）の工事に着手する前に、市長が指定する期日までに、次に掲げる事項を記載した事前協議申請書を市長に提出し、協議を行わなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに法人にあっては、代表者の氏名（以下「氏名等」という。）
- (2) 申請に係る危険ブロック塀等及び代替フェンス等の所在地及び概要
- (3) 交付申請額の見込額

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 危険ブロック塀等及び代替フェンス等の位置及び延長並びにその面する道路等の幅員その他の概要が分かる図面
- (2) 危険ブロック塀等の構造、高さ等が分かる写真等
- (3) 代替フェンス等の形状、材質、寸法等が分かる書類
- (4) 撤去費及び設置費の見積書等の写し
- (5) 危険ブロック塀等が設けられている土地又はその土地に存する建物の所有者を明らかにする書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる書類により証明すべき事項について公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(交付の申請)

第6条 前条第1項の規定による協議を行った者は、協議の結果に従い危険ブロック塀等の撤去等を完了したときは、市長が指定する期日までに、次に掲げる事項を記載して押印した危険ブロック塀等撤去等補助金交付申請書兼口座振込依頼書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名等
- (2) 交付申請額及び振込先預金口座

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 危険ブロック塀等の撤去等の状況が分かる写真
- (2) 撤去費及び設置費の支払を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、危険ブロック塀等撤去等補助金交付決定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(交付)

第8条 市長は、前条の規定による通知をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、第7条の規定による通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

(2) 次条後段の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(報告の徴収等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し、危険ブロック塀等の撤去等の状況について報告を求め、又は職員に危険ブロック塀等の撤去等の状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、補助決定者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

(申請書等の様式)

第11条 この要綱に規定する申請書等の様式は、都市計画部長が定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、都市計画部長が定める。

## 附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公表の日から施行し、平成30年6月18日以後に工事に着手した危険ブロック塀等の撤去等について適用する。

(この告示の施行前に着手した危険ブロック塀等の撤去等の特例)

2 平成30年6月18日からこの告示の施行の日までの間に工事に着手した危険ブロック塀等の撤去等に対する第5条第1項の規定の適用については、同項中「危険ブロック塀等の撤去等（危険ブロック塀等の撤去及び代替フェンス等の設置をいう。以下同じ。）の工事に着手する前に、市長が指定する期日までに」とあるのは、「市長が指定する期日までに」とする。

(この告示の失効)

3 この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付決定があった危険ブロック塀等の撤去等については、同日以後も、なおその効力を有する。